提出先 いわき市

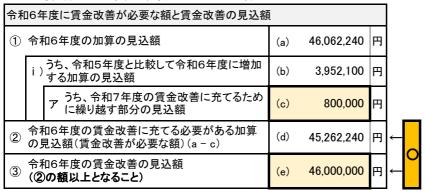
介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)

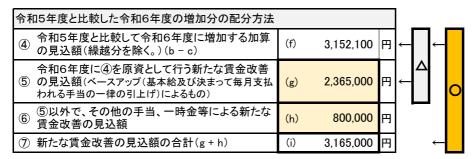
1 基本情報

11111111111111111111111111111111111							
フリガナ	シャカイフク	シホウジンヨウガカイ					
法人名	社会福祉法.	社会福祉法人 容雅会					
法人所在地	〒 971-810	11					
フリガナ	ヤマウチチ	サト					
書類作成担当者	山内 千紗都	ß					
連絡先	電話番号	0246-92-3321	E-mail	sunnyport.yamauchi@gmail.com			

2 賃金改善計画について

(1)加算額以上の賃金改善について(全体)





【記入上の注意】

- ・ (b) には、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額として、旧3加算の上位区分への移行によるもの(令和6年4・5月分)並びに令和6年度改定での加<u>算率の引上げ及び新加算 I ~Ⅳへの移行</u>によるもの(令和6年6月以降分)の合計額が別紙様式2-2、2-3及び2-4から自動で転記される。このうち、令和7年度の賃金改善のために繰り越す額(c)を除いた額が、(f) に転記される。
- ・ 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認める。令和7年度に繰り越す額は、(b)を上回らない範囲内で各事業者等において設定し、(c)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- ・ (e)・(g)・(h) には、新加算等の算定により実施する介護職員の賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ (g) は (f) の見込額以上となること。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合(例えば、令和6年度介護報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備途上である場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(i) の値 (g + h の合計)が (f) 以上であれば差し支えない。

(2)加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約

✓ 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。

【記入上の注意】

- ・「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(2)を参照すること。
- ・ ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

(3)賃金改善	きを行う賃金	項目及び	方法_														0
①賃金改善実	施期間			令和	6	年	5	月	~	令和	-	7 年	6	月	(1	4 か	月)
②賃金改善を行 う給与の種類	☑ 基本給	□ 手当(新	新設)		手当(既有	の増額	頁)	②賞	与		その他	()
③具体的な取 組内容	(当該事業所 ☑ 就業規則 (賃金改定各点記 第31条名点記 12月・3月に 2処遇報酬等に 3 介護報酬等に	関する規定[・(処遇改善 十年度内に介護 時金として支 の支給額につ	☑ 賃金 内容)※」 費) 護報酬等 給する。る いては、終	規程 =記の による また精 合付さ	根拠規程 介護職 算すべる れた額	のうち	□ その 、賃金改 遇改善が 算の残額 勤務時	の他	関する語 ・介護職 かった場 成績等	競員特定な 場合は次年 により個別	処遇年度の別に	改善加算 6月30日 決定する	算はその までし	こ支糸	する	ものとす	
	※前年度に提	出した計画書	まから変 更	がある	る場合に	には、	変更箇	所を	下線と	するなどほ	明確	にするこ	と。				
	(上記取組の	開始時期)	令和		2 年	;	3 月	(② 実	施済		予定)				
④ベースアップ の実施予定	実施する	実施しない 合、やむを ない事情	·得														
3 介護職員 (1)(参考)月 ※令和6年		善要件 I(新加算	IV O	01/2		の月	額1	重金司	收善)	【新	加算 I	~[V]	l			
① 令和6年度	の新加算Ⅳ相	当の見込額	01/2	2				12,	698,4	50 円	←						
	の加算による る額 (① の 」				、月額1	賃				円	←	×					
年度中(令和 (2)月額賃3	以降に新加算の 17年3月末まで 全改善要件 1 I ~IVを算定す)に、 <u>加算を原</u> II(旧ベア	か算相	一時会	金等の- 02/3J	- 部 を	の新	等 <i>0</i> 規 <i>0</i>	0引上(がに付け	替え	<u>る</u> などの き)【 第	必要な ・小算	は対応 : I ~	を行・ · IV 】		、令和6
(3)月額賃金	d 改善要件 I	Ⅱ(旧ベア	加算額	(の2 /	/3以_	上の	新規の	の月	죔額賃	金改	善)	【旧べ	ア加賀	算】			
⇒ 令和6年 ◇ 令和6年 ◇ 新規に	支から<u>継続して</u> E度も令和5年度 ID5年度も旧べー 季を継続します。 1・5月から新 章定する事業所(基本給等(基本	のベースアッ - スアップ等加 - 見に旧ベー ス の旧ベースア	プ等加算 『算を算 算 ス アップ 等 ップ等加	の配分 として 身につ	うのため 3り、令 「 を算 り いて、か	かに行 和64 をす と き を	でったもの 年度も同 る事業が 裁員とその	Dと同 I様の 听に の他	司等以)賃金 つい で の職種	 ← O O それ そ	: : れ!	こついて	、賃金				3分の2

(4)キャリアパス要件 Ⅰ・Ⅱ

【新加算 I ~IV・V(1)~(6)・V(8)・V(11)、旧処遇 I・II】 ⇒ キャリアパス要件 I とII の<u>両方</u>を満たすこと。

該当

<u>キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)</u>	<u></u>
✓ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。 ←	O
イ 介護職員の <u>任用</u> における職位、職責又は職務内容等の要	長件を定めている。
ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系	を定めている。
ハイ、口について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整	を備し、全ての介護職員に周知している。
✓	
キャリアパス要件 II (研修の実施等)	
☑ 次のイと口の両方の基準を満たす。 ←	O
イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換し 関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機	ながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに 会を確保している。
イの実現のた の能力評価を行う。 ※当該取組の	研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員 対容について以下に記載すること
(該当する項 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	u協議会·福島県老人福祉協議会主催の研修会受講促進
目にチェック 資格取得のための支援の実施 ※ 資格取得のための支援の実施 ※ 対	当該取組の内容について以下に記載すること
で、具体的な内容を記載) ② 未資格者支援のため介護初任者研修の受講料等の支援の実施	り実施・研修受講の為の勤務シフト調整
文語科寺の文法の美心	
ロイについて、全ての介護職員に周知している。	

(5)キャリアパス要件Ⅲ 【新加算 I ~Ⅲ、V(1)·(3)·(8)、旧処遇 I】

キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)

	1 1		ш,	· 7T	MONTHUS 100 TEM 47
I	7	次のイと口	1のi	両フ	らの基準を満たす。 ← <mark>O</mark>
Ī	イ	介護職員につい けている。	ハて	、経	験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設
		具体的な仕組	7	1	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
		みの内容(該 当するもの全 てにチェック	✓	2	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
		(✔)するこ と。)	7	3	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が 明文化されていることを要する。
		イについて、全	ての)介	護職員に周知している。

(6)キャリアパス要件IV 【新加算 I·I、V(1)~(7)·(9)·(10)·(12)、旧特定 I·I】

キャリアパス要件IV(改善後の賃金要件) ⇒以下の欄が「O」の場合、要件を満たしている。

THE TAX TO A CALL OF THE TAX T	,,,,,,	_	TO BELLETING AT OR
旧特定加算Ⅰ・Ⅱの要件(4・5月)	⇒	0	(別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
新加算 Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)~(7)・(9)・(10)・(12)の要件(6月以降)	⇒	0	(別紙様式2-3「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
新加算Ⅰ・Ⅱの要件(年度内の区分変更後)	⇒		(別紙様式2-4「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
r -			
Ln			

(7)キャリアパス要件 V 【新加算 I、V(1)-(2)-(5)-(7)-(10)、旧特定 I】

キャリアパス要件 V (介護福祉士等の配置要件) ⇒以下の欄が「O」の場合、要件を満たしている。

			JAN 014 NATO TO 00
旧特定加算 I の要件(4・5月)	⇒	0	(別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記)
新加算 I、V(1)・(2)・(5)・(7)・(10)の要件(6月以降)	⇒	0	(別紙様式2-3「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記)
新加算 I の要件(年度内の区分変更後)	⇒		(別紙様式2-4「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記)

(8)職場環境等要件

【新加算 I・II、V(1)~(7)-(9)-(10)-(12)又は旧特定 I・IIを算定する場合】

該当

⇒ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✔)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。

区分	内容
	□ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
入職促進に向	□ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
けた取組	☑ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	□ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上や	図 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
キャリアアップ	□ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
に向けた支援	□ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	□ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
	☑ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
両立支援・多 様な働き方の	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
推進	□ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	□ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	→ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による ・ る腰痛対策の実施 ・ しゅう ときない できない できない できない できない できない できない できない で
腰痛を含む心	世界に関連を表現している。 は、
身の健康管理	□ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	□ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	✓ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
生産性向上の ための業務改	□ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
善の取組	☑ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	□ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	マーナイング 寺による戦场内コミューグーンョンの円滑化による値々の介護戦員の式 つさを始まんだ勤務環境やグチ内谷の 水差
やりがい・働き	□ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
がいの醸成	☑ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	□ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

【見える化要件】【新加算 I・Ⅱ、V(1)~(7)·(9)·(10)·(12)、旧特定 I・Ⅱ】

・ 実施する周知方法について、チェック(✔)すること。なお、令和6年度中の見込みでも差し支えない。

0

ホームページ への掲載

-] 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色」 欄)での選択
- ☑ 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

4 要件を満たすことの確認・証明

・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✔)すること。

_						
	確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求め に応じて提出)				
7	処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、 給与明細等				
7	令和7年度に繰り越す額(2(1)① i ア)がある場合は、全額、令和7年度の更なる賃金改善に充てます。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、 給与明細等				
✓	キャリアパス要件 I ~Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、 資質向上のための計画 等				
7	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関 する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_				
7	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、 確定保険料申告書				
~	本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書				

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

 令和
 6
 年
 4
 月
 15
 日
 法人名 社会福祉法人 容雅会

代表者 職名 理事長 氏名 中村 雅英

(確認用) 提出前のチェックリスト

- ・ 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

	2 賃金改善計画について	
	令和7年度への繰越し見込額が令和6年度に増加する加算の見込額を超えない計画となっている	
(1)	令和7年度に繰り越す額を除いた加算額以上の賃金改善を行う計画となっている	0
	令和6年度に増加する加算の見込額を超える賃金改善を行う計画となっている	0
(2)	加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約している	0
(3)	賃金改善を行う賃金項目及び方法を記載している	0

_			—
		3 介護職員等処遇改善加算等の要件について	
(1)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	
		令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの賃金改善の取組の継続を誓約していること	0
(2)	月額賃金改善要件Ⅲ	令和6年4·5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ベア加算額以上の新規の賃金改善を行う計画になっていること	
		介護職員について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になって	lacksquare
		その他の職種について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること	
(3)	ナレリマパフ亜#I-#	キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件 II (研修の実施等)の <u>両方</u> を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること <u>及び</u> 研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	0
(3)	キャリアパス要件 I・Ⅱ	キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件 II (研修の実施等)の <u>どちらか</u> を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護 職員の任用要件・賃金体系を定めること <u>又は</u> 研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研 修機会の確保を行うことを誓約していること	
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件皿(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	0
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	0
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件 V (介護福祉士の配置等要件)を満たすこと	0
(7)	職場環境等要件	新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること	0
(7)	峨 塚界現守安計	情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	0

		4 要件を満たすことの確認・証明	
•	必要な項目が全て選択されていること		0
	誓約・記名が行われていること		0

別紙様式2-2 個票(令和6年4.5月分)

法人名 社会福祉法人 容雅会

処遇改善加算額(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(1)(a)の内数)	4,684,160	円
特定加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(1)(a)の内数)	1,433,720	円
ベースアップ等加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-12(1)(a)の内数)	900,460	円
うち、新規に算定する旧ペア加算の見込額[円](別紙様式2-1 3(3)① に転記)	0	円
旧3加算のうち、令和6年度に増加する加算額の見込額 (旧3加算の上位区分への移行によるもの)(別紙様式2-1 2(1)(b)の内数)	0	円

【記入上の注意】

・記入箇所は色付きのセルだけです。

 ・課色 水色 黄色 のセルには、原則として全て記入してください。

提出先 いわき市

⑥キャリアパス要件Ⅳについて

賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万 円以上となる者の数	
特定加算 I・Ⅱ の算定を届け出た事業所数(短期入所・予防・総合事業での重複を除く。)	

. じめる	かは、処遇収割	5川昇、苻疋川昇、/	ヽース アツノ寺	加算による賃金改善	娘を目むる	正領 (十)即り ること															0		0	0	0	0	0
			事業所の	D所在地						(参考) 令和5年					f	令和6年度				令和6年度に	②月額賃金	要件Ⅲ		リアパス要 :・Ⅱ		⑥キャリアパ ス要件Ⅳ	⑦キャリアパス要件 V
Į	介護保険 事業所番号	指定権者名	都道府県	事業市区町村	所名	サービス名	処遇加算等 除く一月あ たり介護報 酬総単位数 [単位] (a)	あたり の	処遇改善加算・特 定加算・ベース アップ等加算の別	加算等の区	加算家	令和6年4・5 月に算定す る処遇加算 等の区分	算	※通常		算定対象) (d) 和6年4月~		≅5月	処遇加算等の 見込額[円] (a×b×c×d)	増加する加算 額の見込額 (令和5年度の 加算率と比較)	新たに増加 するベース アップ等加 算の見込額	金要件 Ⅲを満	整備等及び	整備等又	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃 金要件(月額8 万円以上又は年 額440万円以上) を満たす職 員数を記載	の共にがひかる加管の
									処遇改善加算	処遇加算 I	8.3%	処遇加算 I	8.3%	令和 6 年	4 月	~令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	3,705,820	0			0		0		
1 (770407534	いわき市	福島県	いわき市 特別養証 ポームサ	+=-	介護老人福祉 施設	2,232,42	10.00	特定加算	特定加算I	2.7%	特定加算I	2.7%	令和 6 年	4 月	~令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	1,205,500	0						4	日常生活継続支援加算 I 又は II
				7[-17]	4				ベースアップ等加算	ベア加算	1.6%	ペア加算	1.6%	令和 6 年	4 月	~令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	714,380	0	0						
						(A 500 50 DE) be			処遇改善加算	処遇加算 I	8.3%	処遇加算 I	8.3%	令和 6 年	4 月	~令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	579,740	0			0		0		
2 (770407542	いわき市	福島県	いわき市 護事業所ポート小	デサニー	(介護予防)短期入所生活介護	349,24	10.00	特定加算	特定加算Ⅱ	2.3%	特定加算Ⅱ	2.3%	令和 6 年	4 月	~令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	160,660	0							
				1. 1.4	ш,	iix			ベースアップ等加算	ペア加算	1.6%	ペア加算	1.6%	令和 6 年	4 月	~令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	111,760	0	0						
				通所介記	車 学 証				処遇改善加算	処遇加算 I	5.9%	処遇加算 I	5.9%	令和 6 年	4 月	~令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	386,360	0			0		0		
3 (770407583	いわき市	福島県	いわき市サニーオ		通所介護	327,42	10.00	特定加算	特定加算Ⅱ	1.0%	特定加算Ⅱ	1.0%	令和 6 年	4 月	~令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	65,480	0						C	
									ベースアップ等加算	ペア加算	1.1%	ペア加算	1.1%	令和 6 年	4 月	~令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	72,040	0	0	ļ.,					
				多防通	F介護事	通所型サービス			処遇改善加算	処遇加算I	5.9%	処遇加算I	5.9%	令和 6 年	4 月	~令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	12,240	0		\angle	0		0		
4 (770407583	いわき市	福島県	いわき市 業所サニト小名浜		通所型サービス (総合事業)	10,37	7 10.00	特定加算	特定加算Ⅱ	1.0%	特定加算Ⅱ	1.0%	令和 6 年	4 月	~令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	2,080	0							
									ベースアップ等加算	ベア加算	1.1%	ペア加算	1.1%	令和 6 年	4 月	~令和 6 年	5 月 (2 ヶ月)	2,280	0	0	. ,					
									処遇改善加算					令和 6 年	4 月	~令和 6 年	5月(2 ヶ月)				/					
5									特定加算							~令和 6 年											
									ベースアップ等加算							~令和 6 年					0						
									処遇改善加算							~令和 6 年						\angle					
6									特定加算							~令和 6 年								\angle			
									ベースアップ等加算							~令和 6 年					0						
									処遇改善加算							~令和 6 年						-					
7									特定加算							~令和 6 年					<u> </u>						
									ベースアップ等加算							~令和 6 年					0						
									処遇改善加算							~令和 6 年						/-		\vdash			
đ									特定加算							~令和 6 年 ~令和 6 年											
								1	ペースアップ等加昇 処遇改善加算							~ 令和 6 年 ~ 令和 6 年											
									特定加算							~ 令和 b 年 ~ 令和 6 年								\vdash			
3									特定加昇 ベースアップ等加算								5月(

⁽記入上の注意) - 日朝6万四以上のみ書については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること、改善後の賃金が年額440万円以

別紙様式2-3 個票(令和6年6月以降分)

法人名 社会福祉法人 容雅会

介護職員等私達改善加算(見込額)の合計[円] (別紙様株2-12(1)4の内敦) うち、介護職員等場場改善加算17相当の1/2(見込額)の合計[円](別紙様式 2-13(1)①の内敦) うち、新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の見込額[円](別紙様式2-13 (2)①の内敦) 39,043,900 円 12,698,450 円 (2/10/09/33) うち、今和6年度に増加する加算額の見込額(令和6年度改定での加算率の引 上庁及び新加算への参行によるもの)(別総経理2-12(1)(6の内敦) (参考)令和6年度と比較し、令和7年度に増加する加算額の見込額 (特和6年度改定で加加算率の引上庁及び新加算への移行によるもの) 3,952,100 円 【記入上の注意】
 ・記入箇所はピンク色 グレー色 のセルだけです。
 ・ピンク色 のセルには、原則として全て記入してください。
 ・グレー色 のセルの入力は必須ではありませんが、可能な限り入力してください。

⑥キャリアパス要件Ⅳについて(「令和6年度の算定予定」について)

賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	4
新加算 I・II・V(1)~(7)・(9)・(10)の算定を届け出た事業所数 (短期入所・予防・総合事業での重複除く)	2

提出先

いわき市

				全体での賃金改善額を																				0		0	0	0	0	0
			事業所	の所在地							(参考)令和5年度と要件を変え										令和6年度	(参考 ①月額賃金 (令和7年	要件I	②月額賃金	を要件 Ⅱ	③・④キャ 要件	リアパス I・II	⑤キャリア パス要件 Ⅲ	7 ⑥キャリ アパス要 件IV	⑦キャリアパス要 V
介事	介護保険 事業所番 号	指定権者 名	都道府県	事業所市区町村	听名	サービス名	処遇加算等除 く一月あたり 介護報酬総単 位数[単位] (a)	1単位 あたり の 単価 [円] (b)	令和6年4・ 5月時点の 旧3加算の 区分	の加算	及び行したり ずに移行したり 合の新加算の 分 (カッコ内は6月以 降算定可能な新 実 Vの区分(上記 異なる場合))	易 加 算 率		算定する 3 新加算の区分 3			(d)		新加算の 見込額[円] (a×b×c× d)	に増加する 加算額の見 込額 (令和5年度 の加算率と 比較)	当の加算額	金要件 Iを満	新たに増加 する旧べー スアップ等 加算相当の 新加算の見 込額	金要件 Ⅱを満	賃金体系 整備等及 び研修の 実施等	糸登備	組みの整 備等	対上又は年	介護福祉士等の 置の状況が分か 加算の算定状況	
077	70407534	いわき市	福島県	特別養護	12	介護老人福祉施	2 232 422	10.00	処遇加算 I 特定加算 I	12.6%	新加算I	14.0%	令和6年度の算 定予定	新加算I	14.0	% 令和	6年6月~4	和 7 年	3 月(10 5	月) 31,253,900	3,125,400	10,045,900		0		0		0	4	日常生活継続支援 算 I 又は II
		5 45C II	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	ポート小	名浜	設	2,202,422	10.00	ペア加算	12.00	()	(参考)令和7年 度の移行予定			令和	7 年 4 月~年	和 8 年	3 月(12 5	月)		12,055,080		0						
077	70407542	いわき市	福島県	短期入所が表示	所サ((介護予防)短期 入所生活介護	349,240	10.00	処遇加算 I 特定加算 I	12.2%	新加算Ⅱ	13.6%	令和6年度の算 定予定	新加算Ⅱ	13.6	% 令和	6年6月~4	和 7 年	3 月 (10 5	月) 4,749,700	488,900	1,571,600		0		0	L.,	0		
				名浜	171	八川工冶川設			ペア加算		()	(参考)令和7年 度の移行予定			令和	7 年 4 月~年	和 8 年	3 月(12 5	月)		1,885,920		0			\angle			
077	70407583	いわき市	福島県	通所介護	ポー i	通所介護	327,428	10.00	処遇加算 I 特定加算 II	8.0%	新加算Ⅱ	9.0%	令和6年度の算定予定	新加算Ⅱ	9.09	令和	6 年 6 月~4	和 7 年	3 月 (10 5	月) 2,946,900	327,400	1,047,750		0		0	L	0	0	
				卜小名浜					ペア加算		()	(参考)令和7年 度の移行予定			令和	7 年 4 月~年	和 8 年	3 月 (12 ヶ	-月)		1,257,300		0			_		-	
077	70407583	いわき市	福島県	予防通所 いわき市 事業所サ ポート小:	介護	通所型サービス (総合事業)	10,377	10.00	処遇加算 I 特定加算 II	8.0%	新加算Ⅱ	9.0%	令和6年度の算定予定	新加算Ⅱ	9.09	6 令和	6 年 6 月~年	1和 7 年	3 月 (10 ヶ	月) 93,400	10,400	33,200		0		0	L	0	<u> </u>	
				ポート小:	名洪	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			ペア加算		()	(参考)令和7年 度の移行予定			令和	7 年 4 月~年	和 8 年	3月(12ヶ	月)		39,840		0			_	<u> </u>	<u> </u>	1
													令和6年度の算定予定			令和	6年6月~1	和 7 年	3月(10ヶ	月)		0		0			L	-	<u> </u>	-
											()	(参考)令和7年 度の移行予定			令和	7 年 4 月~年	和 8 年	3月(12ヶ	月)		0		0			_	<u> </u>	<u> </u>	1
													令和6年度の算定予定			令和	6 年 6 月~年	和 7 年	3月(10ヶ	-月)		0		0					-	-
											()	(参考)令和7年 度の移行予定			令和	7 年 4 月~年	和 8 年	3月(12ヶ	月)		0		0			_	<u> </u>	<u> </u>	1
													令和6年度の算定予定			令和	6 年 6 月~年	和 7 年	3月(10ヶ	-月)		0		0			L		-	
_											()	(参考)令和7年 度の移行予定			令和	7 年 4 月~年	和 8 年	3月(12ヶ	月)		0		0			_	<u> </u>	<u> </u>	
													令和6年度の算定予定			令和	6年6月~1	和 7 年	3月(10ヶ	月)		0		0			<u> </u>	-	<u> </u>	
											()	(参考)令和7年 度の移行予定			令和	7 年 4 月~年	和 8 年	3月(12ヶ	月)		0		0			_	<u> </u>	<u> </u>	
													令和6年度の算定予定			令和	6年6月~4	和7年	3 月 (10 ヶ	-月)		0		0					-	-
											()	(参考)令和7年 度の移行予定			令和	7 年 4 月~年	和 8 年	3 月 (12 ヶ	月)		0		0			\angle	<u> </u>	<u> </u>	
													令和6年度の算定予定			令和	6 年 6 月~年	和 7 年	3月(10ヶ	月)		0		0			<u> </u>		<u> </u>	-
											()	(参考)令和7年 度の移行予定			令和	7 年 4 月~年	和 8 年	3月(12ヶ	月)		0		0						